

外務省において、海外で邦人が犯罪被害者となった場合に上記のような、我が国在外公館が提供している問題解決のための支援や情報について広く周知を図るため、「海外安全虎の巻～海外旅行のトラブル回避マニュアル～」や、「海外で困ったら～大使館・総領事館のできること～」などの広報パンフレットを毎年改訂・増刷の上、全国の都道府県旅券事務所や在外公館などに配布するとともに、海外安全ホームページ（<http://www.anzen.mofa.go.jp/pamph/pamph.html>）にも掲載し、より多くの国民がこれらの情報を入手しやすくなるよう努めている。今後とも、パンフレットの改訂・増刷や海外安全ホームページでの掲載などを通じ、海外における邦人の犯罪被害者等に対する情報をさらに分かりやすくするとともに、国民が事前にこれらの情報を得る機会が増加するよう取り組んでいく。

海外安全虎の巻、海外で困ったら



提供：外務省

平成23年（2011年）に、在外公館及び財団法人交流協会（台湾）が取り扱った海外における犯罪被害に係わる援護件数は5,267件（5,703人）であり、そのうちもっとも多いものは「窃盗被害」（4,225件、4,516人）となっており、次いで「詐欺被害」（489件、518人）、「強盗被害」（296件、330人）が続いている。

警察庁において、外務省と連携し、海外における邦人の犯罪被害に関する情報の収集に努めるとともに、関係機関・団体と連携し、帰国する犯罪被害者や日本国内の遺族等に対し、国内での支援に関する各種情報の提供や帰国時の空港等における支援など適切な支援活動に努めている。

2011年に在外公館が取り扱った邦人の犯罪被害援護件数

件名	件数	人数
殺人	14	15
傷害・暴行	127	133
強姦・強制猥褻	30	33
脅迫・恐喝	49	56
強盗・強奪	296	330
窃盗	4,225	4,516
詐欺	489	518
誘拐	0	0
テロ	2	66
その他	35	36
計	5,267	5,703

（注） 在外公館が援護を実施した事案のみであり、発生したすべての事案ではない。

提供：外務省（出典：2011年海外邦人援護統計）

2 調査研究の推進等（基本法第21条関係）

(1) 犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究

【施策番号191】

厚生労働省において、平成17年度より厚生労働科学研究で「犯罪被害者の精神健康の状況とその回復に関する研究」を3年計画で行

い、平成19年度に精神科医療機関における犯罪被害者治療を促進するための提言をまとめ、平成20年度には、「犯罪被害者等支援のための地域精神保健福祉活動の手引」（http://www.ncnp.go.jp/nimh/seijin/www/pdf/shiryo_tebikizenbun.pdf）を精神